

(案)

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険税条例（昭和46年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第22条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。